

青梅市情報公開・個人情報保護審査会議事録（第４９号事件）

1 日 時：令和８年１月９日（金）１０時００分から１０時４１分まで

2 場 所：青梅市役所２階２０５会議室

3 出席者：

[委 員]

伊東 健次（会長）

飛弾 直文

橋本 基弘

齊藤 和弥

[実施機関説明員]

健康福祉部生活福祉課長

佐々木 良介

健康福祉部生活福祉課保護第二係長

松井 慎治

健康福祉部生活福祉課保護第四係長

川田 航大

[事務局]

総務部長

宿谷 尚弘

文書法制課長

和田 宏

文書法制課情報公開文書係長

水村 真祐美

文書法制課法制担当主査

古山 貴教

文書法制課法制担当主査

横山 晃史

文書法制課法制担当主査

岡田 拓海

4 議事内容

第４９号事件「公文書公開決定処分にかかる審査請求」について、実施機関の口頭説明を受け質疑を行った。

(1) 実施機関の口頭説明

本件公文書を公開すべき対象の文書として特定したことは適法かつ適正であり、「本件審査請求を棄却すべきである。」との答申を求める。

(2) 実施機関の口頭説明に対する質疑応答

（質疑）審査請求人との連絡を踏まえ、公開すべき対象の文書を「東京都からの通知」と総合的に判断をされたのであれば、例えば、その文書を基にして、何か市独自でマニュアルのようなものがあるって、しっかりと１年毎に見ていきましょう、きめ細かく見

ていきたいと思います、というような指針のようなものが、行政内部の中で意思決定されるようなことというのは無かったのか、そのような文書というのは本当に全く無かったのかどうかということをお聞きします。

(回答) まず1年間の収入の状況の確認についてですが、毎月保護費を算出して、金額を確定した後、保護費を支給するものであります。毎月の金額というものが、その月の額を算出するときに、相手側に何か収入があったり、収入が無くなったりといったものについて毎月の保護費の算定時に反映しなければいけないものになっております。

小額的な入金があった場合、御本人の中でもこれは申告したらいいのかどうか判断がつかない場合というのもございまして、後でそういうことがあったというのが分かる場合がございます。

その当時発生した収入の時点での保護費を計算し直して、過剰に市でお支払いした分を戻していただくということになりますので、事後の処理になってしまいます。その当時、収入があったとしても、もう使い切ってしまっておりますので、こちらに返していただく費用というものを、その後の保護費の中でやりくりしていただくという、生活にも影響する部分がございますので、できればそういったものは事前に防止できるようにしたいという思いの中から、1年間の取引明細が分かる通帳の写し等を資料として提出していただく運用をさせていただいているところでございます。

(質疑) 例えば市側独自ということで、やはり行政判断があったということで、行政内部で、こういう扱いをしようとか、こういう指導をしようとか、確認をしようとかっていう意思決定みたいなもの、あるいは新たに入ってくる人たちに対しての指針みたいなマニュアルみたいなもの、決定文書として、作るということはこれまでされてこなかったのかどうかをお聞きしたいのですが。

(回答) 資産申告のタイミングで、1年間の流れを見るという内容のについて、文書というのは、やはりございません。

(3) 委員による協議の内容

結論的には、棄却した上で、付言として、実施機関においては、行政運営における重要な意思決定過程等については、公文書を作成し、適切に管理することが望ましい旨を書くのはいかがか。

(4) 審査結果

本件の公文書公開決定処分には違法または不当な点はないため、本件審査請求に理由がない。よって、本件審査請求は棄却とするのが妥当である。なお、処分庁の実務に関し、付言を付加するものとする。